

6 山役総第 4 1 号  
令和 6 年 6 月 2 4 日

山形村監査委員 住吉 誠 様  
福澤 倫治 様

山形村長 本庄 利昭

定期監査報告指摘事項の措置について

令和 6 年 5 月 2 2 日に行われた定期審査報告で指摘がありました事項について、別紙のとおり措置をしたので回答します。

令和5年度定期監査結果に基づく措置事項

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等																																																			
<p>【指摘事項】</p> <p>②歩道設置事業の土地に関する事務について ア</p> <p>②歩道設置事業の土地に関する事務について イ</p>	<p>松本地域振興局農業農村振興課に照会し指示を仰いだところ、一般的に公共事業に伴う農振除外は、その工事の都度行うことはせず、「総合見直し」において該当期間中に発生した面積をまとめて処理することです。</p> <p>今後はこれまでに発生した「除外すべき面積」の把握と、これから行われる公共事業に際して除外すべき面積が発生する場合の関係課の情報共有及び事務処理についてルールを整理することとします。</p> <p>ご指摘のあった土地売買契約書の地番の相違については、分筆登記後の地番に訂正をいたしました。また、今後行う土地売買契約については、以下のように取り扱います。</p> <p>契約の段階では分筆後の地番が確定していないので、契約書の土地の内訳欄の地番の記載を「元地番の内」とし、下段に( )書きで分筆後の地番を空欄にした記載にしておき、登記完了後に登記完了証の写し等を地権者に送付して互いに確認の上、契約書に分筆後の地番を記入する。</p> <p>(例：契約書一部抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="667 927 1718 1350"> <thead> <tr> <th colspan="7">東筑摩郡山形村</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">字</th> <th rowspan="2">地番</th> <th rowspan="2">登記簿 (台帳)地目</th> <th colspan="2">内 容</th> <th rowspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>現況地目</th> <th>売買面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大池原</td> <td>63-1の内 (63- )</td> <td>畑</td> <td>畑</td> <td>〇〇〇㎡</td> <td>〇〇〇〇円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>以下余白</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	東筑摩郡山形村							字	地番	登記簿 (台帳)地目	内 容		金 額	摘 要	現況地目	売買面積	大池原	63-1の内 (63- )	畑	畑	〇〇〇㎡	〇〇〇〇円				以下余白																									
東筑摩郡山形村																																																				
字	地番	登記簿 (台帳)地目	内 容		金 額	摘 要																																														
			現況地目	売買面積																																																
大池原	63-1の内 (63- )	畑	畑	〇〇〇㎡	〇〇〇〇円																																															
		以下余白																																																		

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>《要望事項》</p> <p>⑥除雪ドーザ購入及び水道配水管布設替工事の契約に関する事務について ア</p> <p>⑥除雪ドーザ購入及び水道配水管布設替工事の契約に関する事務について イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除雪ドーザ購入の施行伺いと、村建設工事請負人等選定委員会の決裁日は前後しており、適切ではありませんでした。今後、注意いたします。</li> <li>・ 当初の納入期限については、前年度納入実績から見ても、見通しとして難しい状況ではありましたが、除雪委託業者への貸与が12月1日からとしており、それに間に合うよう、出来るだけ早期の納入を促す意味での設定としました。</li> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の適用については、入札会に際し、指名した全5業者から事前に入札辞退届の提出があり、入札は不調となりました。本来であれば、新たな業者を指名して改めて入札を行うべきではありますが、当初指名した業者以外の選定は事実上困難であり、時間的な余裕も無い事から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し随意契約へ移行する手続きをとる事とし、随意契約の相手方については、過去に仕様書の内容を満たす除雪ドーザを村へ納入した実績のある会社といたしました。</li> </ul> <p>昨年と同様の事務処理を行いましたが、入札・契約の実施方法について検討研究が必要であったと思います。令和6年度も同じ入札処理としましたが、前述のとおり検討研究が必要であり内省しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道配水管布設替工事の指名競争入札の指名業者については、山形村給水装置工事指定店であり、土木施工管理技士（2級以上）が在籍し、且つ村内で管路布設工事実績のある業者としており、村内業者の内、この条件を満たす3業者を指名しています。村が発注する工事が少ない現在、村内の水道工事業者の技術の継承といった問題、また地震など災害の多発する現在において、地元の建設業者の存在は欠かせないものとなっており、行政としても建設業者の育成と確保は重要な課題となっています。これらを踏まえた中で、業者選定を行っておりますが、ご指摘の様な問題が考えられる事態が生じた場合は適切に対応したいと思います。</li> </ul>

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>《要望事項》</p> <p>⑥除雪ドーザ購入及び水道配水管布設替工事の契約に関する事務について ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札等の不調・不落時の対応については、「契約業務の執行マニュアル」の中で、その流れが示されていますが、入札不調に至らないための対応や村の実情にあった入札方法など、見直しが必要な部分について研究していきたいと思います。</li> </ul>
<p>《要望事項》</p> <p>⑦債務負担行為の設定に関する事務について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期継続契約との区分も含め、予算編成前に確認の徹底をします。</li> </ul>

監査結果に基づき講じた措置状況の検証等

是正又は改善を要する事項等	講じた措置等
<p>【指摘事項】</p> <p>② 規程や要綱等の見直し・整備について</p>	<p>要綱については見直し済。規定等についても順次見直しをしていきたい。</p> <p>【教育政策課】代表監査員から、「教育政策課で2件…」との指摘がありましたが、改正は終了している。総務課から再度ぎょうせいにあげてもらおうよう手配済。</p>
<p>《要望事項》</p> <p>⑤ 契約及び検査の事務について</p>	<p>契約執行マニュアルに基づき、各調書の作成において漏れがないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《要望事項》</p> <p>⑥ 補助金交付の事務について</p>	<p>補助金交付事務は多数存在するため、全庁において適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《要望事項》</p> <p>⑦ 収受印の取扱いについて</p>	<p>収受印を9個新調し、各課へ配布済。文書取扱規定の見直しは未実施。</p>
<p>《要望事項》</p> <p>⑨ 現金の保管及び取扱いについて</p>	<p>「つり銭の取り扱いについて」を作成し、グループウェアにて周知済。</p>
<p>⑩ 公文書の作成及び管理について</p>	<p>文書管理については、電子決裁と共にシステム化を実施計画に挙げたものの、事業費が高額なこともあり、落選の経過あり。</p> <p>事務量が膨大なため、今後もシステム化の導入を探っていきたい。</p>